

第十号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表の五十六の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 準中型自動車免許に係る再試験 二十円（道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第一の六十二の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千五百円」に改め、同項の5の(一)から(六)までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の六十四の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に改め、同項の5の(一)から(六)までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の六十九の項の1中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「四千六百五十円」を「四千円」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習一時間について三千四百円

別表第一の七十五の項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 準中型自動車免許に係る講習 講習一時間について二千五百円

別表第一の七十七の項の1及び2を次のように改める。

- 1 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 四千六百五十円
- 2 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）

別表第一の七十七の項の2の次に次のように加える。

- 3 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 五千六百五十円
- 4 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 二千元
- 5 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 二千元（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円）
- 6 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 二千四百円

別表第一の八十の二の項の1中「五千六百円」を「四千六百五十円」に、「を受けた者に対するものである場合」を「の結果に基づいて行うものであつて、当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するもの」に、「五千二百円」を「七千五百五十円」に改め、同表の備考の七中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表の備考の八中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考の九中「又は中型

自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表の備考の十中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の別表第一の五十六の項及び七十五の項の規定の適用については、同表の五十六の項の1中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表の七十五の項の1中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る手数料については、改正後の別表第一の七十七の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる講習の基準に適合する道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六の二第一号に規定する講習に係る手数料については、改正後の別表第一の八十の二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、準中型自動車免許に係る運転免許試験等の手数料を定めるとともに、高齢者講習等の手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。